

会費規程

公益社団法人石川県作業療法士会

(趣 旨)

第1条 本規程は、公益社団法人石川県作業療法士会（以下「本会」という。）定款第6条、第7条第1項及び第2項の定めに基づき、本会会員の会費に関連する諸事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において会費とは、本会定款第5条に定める正会員及び賛助会員並びに名誉会員に対する会費をいう。

2 賛助会員はA会員、B会員、C会員、D会員、作業療法士の資格を有する会員の5つに区分する。

(会費等)

第3条 会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員 年額 8,000 円

(2) 賛助会員 A会員 年額 7万円以上（一口 1万円で 7口以上）

B会員 年額 5万円以上（一口 1万円で 5口以上）

C会員 年額 2万円以上（一口 1万円で 2口以上）

D会員 年額 1万円以上（一口 1万円で 1口以上）

作業療法士の資格を有する会員 正会員会費と同額とする。

(3) 名誉会員 会費を納めることを要しない。

3 年度途中による入会の場合においても前項に定める入会金及び会費の全額の支払義務があるものとする。

(会費の納入期限)

第4条 会費の納入期限について、正会員及び賛助会員において各々次のとおりとする。

(1) 会費 正会員 当該年度4月末日

賛助会員 当該年度6月末日

会費規程

(会費の滞納)

第5条 会費の滞納が、正当な理由なく2年以上におよぶ会員は、会員資格を喪失する。

(会費の返還)

第6条 この規程に基づく既納の会費は、一切これを返還しない。

(免 除)

第7条 一般社団法人日本作業療法士協会の会費免除の資格を得た会員は、本規程第3条に定める会費を免除する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(平成29年4月26日理事会議決)

附 則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。(令和6年11月12日理事会議決)